2 人口減少対策

(1)東京一極集中の是正

国への提案事項

これまで地方創生の様々な取組が行われてきたが、東京一極集中という大きな流れを変えるには至っていない。過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけでなく、イノベーションの源泉となる多様性を失わせ、国全体の生産性や競争力の向上を阻害することとなる。また、合計特殊出生率の低い東京圏に人が集まることによる日本全体の出生数の減少や、大規模災害によるリスクなど、日本の持続的な発展を阻害するものであり、放置すれば日本全体が衰退していくことになる構造的な課題である。

国においては、こうした構造的な課題の解決を国政の中心に据え、必要な政策を総合的に推進するよう取り組んでもらいたい。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
 - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
 - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

○ 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し、地方の魅力等を発信することにより、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

国への提案事項

3 東京と地方における財源配分の適正化

○ 二地域居住など、ライフスタイルの多様化に対応する新たな住民税の仕組みを創設すること。

<u>4 企業の移転促進に向けた調査・分析</u>

○ 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態調査を行うなど、定量的な分析結果 に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な 対策を講ずること。

5 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 企業の地方移転を実現するための実効性の高いKPIを設定することで、適切に進捗管理を行うとともに、
 - ・雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化 税制を更に拡充するとともに、東京圏と地方での従業員数により、法人税に差を設けるなど思い 切った税制措置を講ずること。
 - ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
 - ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を 創設すること。
 - ・本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

6 UIJターン就職の促進に対する支援

- 小・中・高の教育の段階で、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのUターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生移住支援事業)制度のマッチング支援事業について、令和7年度末に期限を迎えるマッチングサイトのデータ連携を維持させるための仕組みの継続、又は新たに連携対応を行う際の財源措置をとること。
- また、地方就職学生支援事業について、対象地域や対象となる就職活動時期の実情を見据えた 設定を行うとともに、支給スキームの見直しと併せてインターンシップに係る費用への支援等の制 度の見直し・拡充を図ること。
- なお、令和7年度に予定されている転居費用の支援について、地方就職学生支援事業の就職活動に係る交通費補助を受けた人に限定することなく、地域の実情や社会情勢を踏まえた柔軟な制度とすること。

7 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域 企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠 点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進 すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の 促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

国への提案事項

8 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

○ 総務省が毎年1月末頃に公表している「住民基本台帳人口移動報告」においては、 国外の転出入が住民基本台帳に記載されているにも関わらず、国内移動のみが掲載 され、社会動態の全体を表しておらず、報告書として社会に誤解を与えかねないことか ら、国内外移動全てを含む、社会動態全体を表す内容に改めること。または、他の人 口統計に係る類似の報告と統合するなど、公表資料の精査や内容の見直しを図って、 人口の実態が分かりやすく、誤解を与えずに把握できるようにすること。

9 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

○ 全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」 や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UIターンの状況」を把握できるように するなど、全国統一的な仕組を構築すること。

【提案先省庁: 内閣官房、内閣府、文部科学省、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等
- 2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

現状/国・広島県の取組状況

〇 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- · 地方拠点強化税制
- · 地方大学·産業創生法
- · デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)
- · デジタル人材地域還流戦略パッケージ (地方創生起業支援金·地方創生移住支援金)等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業 誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進 めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- · 県外学生等に対するUIJターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能 等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2023年における東京圏への転入超過数は12.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、 2020年度以降、拡大し続け、2023年は1万人を超え る水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が 全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京 圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツ が多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させ ている可能性がある。

- 3 東京と地方における財源配分の適正化
- 4 企業の移転促進に向けた調査・分析
- 5 地方移転を促進するインセンティブの構築

現状/国の取組状況等

- 多様なライフスタイルに対応した地域活性化のための 基盤整備(二地域居住の促進)
 - ・コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯等を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、その促進に向け、基盤整備に関する法改正が本年5月に行われたところ。

○ 人・モノの東京への過度の集中

- · 全国の事業所の約28%が東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川) に所在。
- ・東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、 2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人 全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】~令和6年度税制改正内容~

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施 設に追加
- ・税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

課題

- 二地域居住を一層促進し、地方への人の流れを 創出・拡大していくためには、住民税の仕組みにつ いても、二地域居住に対応させる必要がある。
- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、 国が自ら率先し、地方への人の流れの創出・拡大 に取り組むとともに、企業の東京圏から地方への移 転促進に係る具体的な課題解決を図る必要があ る。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

● 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が 感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現 行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

6 UIJターン就職の促進に対する支援

現状

【小中高のキャリア教育等】

○ 広島県では進学前に地元企業と接点を持つことで地域に愛着を持ち、大学進学後の地元就職・Uターン就職に好影響を与えるという仮説の元に、県内高校に対して「ひろしま業界マップ」の配付や地元企業の出前講座を実施している。

(実績)地元企業の出前講座

R5年度 34校5,261人参加

【マッチング支援事業】

- 令和3年度より運用を開始したマッチングサイトについて、内閣府とYahooの間でデータ連携(県求人サイト掲載の求人情報を、民間求人まとめサイトに連携掲載する仕組み)を行っている。
- 県求人サイトへの令和5年度アクセス数のうち、民間求人サイトからのアクセス数が上位2位と3位を占めており、データ連携が効果的に活用されている。
- データ連携が令和7年3月末で終了することにより、情報発信力が確約されなくなる。

【地方就職学生支援事業】

- 東京都内に本部を置く大学の学生のUIJターン就職を促進する ため、令和6年度から地方就職学生支援事業が開始されたが、 東京都に本部がある大学に通う学生が対象となっており、埼玉 県、千葉県、神奈川県に本部を置く大学の学生は対象になって いない。
- インターンシップを行う企業が増加しており、地方就職促進につながっている。また、就職活動の早期化が進んでおり、必ずしも6 月以降の選考面接となっていない。
- 面接の交通費を支給する企業は多いが、転居費を支給する企業はほぼ存在しない。

2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

- 地方創生の観点から、県外大学に進学した学生が Uターン就職することを促すことが重要な取組であるため、進学前に地元への愛着を持たせることが重要である。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって 取り組むべき喫緊の課題であり、求人情報の提供は特 に重要である。
- なかでも大きなウェイトを占める「20~24歳」の移動 を促す、新卒就職については、人手不足の労働環境 も相まって、活動期間が早期化・長期化しており、実態 に即した制度となっていない。

現状/広島県の取組

○「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略 拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和6年3月末までの累計)】

	相談件数 成約件数			
全 国	102,670	25,797		
広島県	3,506	870(※)		

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2.092件

〇 プロフェッショナル人材受入コストの支援

・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和6年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
補助件数(常勤雇用)	20	33	34	40	53	39	41	47	307
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	126
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	41.0%

令和2~4年度は、首都 圏からのプロ人材の転職・ 転居が高水準で推移した 一方、令和5年度は減少 したことから、コロナ禍が 地方転職潜在層に与え た影響がうかがえる。

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約11万人(令和5年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方環流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

- 8 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更
- 9 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

現状

○ 社会動態全体に即していない結果の公表

- ・住民基本台帳人口移動報告は、住民基本台帳に国外の転出入も記載されているが、国内移動に係る情報のみを切り取って掲載がされている。
- ・これによると、「転出超過数は広島県が最も多く、最も拡大」となっており、国外との移動を含めた社会動態全体の状況と異なる事実が記載されているにも関わらず、この公表があたかも社会動態全体のデータとして社会に取り上げられ、誤解を生じさせている。

○ 人口移動理由の分析の必要性

- ・本県では、以前から、窓口での転出入手続き時に 移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- ・法令で定めのない独自調査であるため、回収率が低迷している。加えて、昨年からマイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能となったことから、さらに回収率が低下している。
- ・また、同様の独自調査を実施している都道府県が少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

- 住民基本台帳で国外からの転出入状況も把握できる以上、報告書には、国内外移動全てを含む、社会動態全体の状況を示す必要がある。
- また、「人口推計」や「住民基本台帳に基づく人口、 人口動態及び世帯数」においては、社会動態全体が 公表されており、様々な類似の報告やデータが異なる 時期に個別に公表されることにより、社会的に混乱を 招き、人口実態の正確な把握等がしにくくなっている。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって 取り組むべき喫緊の課題であり、この課題解決のため には、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分 析して各自治体が実施する施策に反映させる必要が ある。